

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

令和 7 年 3 月 27 日

那須烏山市監査告示第 2 号

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

那須烏山市監査委員 瀧 田 晴 夫

那須烏山市監査委員 小 堀 道 和

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の基準

那須烏山市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第3 監査の対象

- 1 援助団体 山あげ祭実行委員会
- 2 所管課 商工観光課

第4 監査の実施日及び場所

令和6年12月19日（木） 那須烏山市役所烏山庁舎2階第5会議室

第5 監査の着眼点及び実施内容

令和5年度山あげ祭実行委員会交付金に係る出納その他の事務が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、援助団体及び所管課から提出された資料及び関係書類等により、疑問点等は関係職員に質疑で確認しながら監査を実施した。

第6 監査結果の区分

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項については、次のとおり区分する。

1 勧告事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもので、市の行財政運営又は市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- (2) その他、勧告事項とする必要があると認められるもの

2 指摘事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善を要するもの
- (3) その他、指摘事項とする必要があると認められるもの

3 注意事項

- (1) 指摘事項に該当するもののうち、比較的軽易なもの

第7 監査の結果

監査の範囲内においては、概ね適正に処理されていると認められたため、是正又は改善が必要であると認められる事項はなし。

なお、軽易な誤り等については、その都度口頭で改善を求めた。